

特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民説明会

- 1 日 時 令和4年5月21日(土) 10:00~11:00
- 2 場 所 柏崎市産業文化会館 2階第2会議室(新潟県柏崎市)
- 3 出席者(町側) 伊澤町長、平岩副町長、館下教育長、中野住民生活課長、橋本秘書広報課長、高橋健康福祉課長、横山復興推進課長、中里戸籍税務課長、相樂農業振興課長、藤本建設課長、佐藤建設課支援員

出席者(国・県側) 辻本原子力災害現地対策本部副本部長、黒田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、高砂内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官、須賀福島地方環境事務所環境再生課課長、中井復興庁原子力災害復興班参事官、北島資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室室長補佐、早川内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐、服部福島地方環境事務所中間貯蔵総括課課長、国分福島県避難地域復興課総括主幹兼副課長、駒木根福島地方環境事務所県中県南支所富岡分室専門官、生方福島県環境事務所環境再生課調査員

- 4 町民出席者 6人

5 町長あいさつ(伊澤町長)

皆さんおはようございます。長期にわたる避難生活大変おつかれさまです。本日は特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民説明会のご案内をいたしましたところ、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。さて、双葉町は、平成29年に国から認定を受けました特定復興再生拠点区域復興再生計画により、概ね5年を目途に、同区域の避難指示を解除し、居住を可能とするため、放射線量の低減化や生活環境の整備・復旧などに取り組んでまいりました。去る4月8日に双葉町放射線量等検証委員会から特定復興再生拠点区域の放射線量の低減状況について最終報告書の提示があり、同区域内の避難指示解除にあたっては放射線量は十分に低減している。そして、住民の避難指示解除に伴う放射線被曝のリスクは、これまでの予備的な実績評価を踏まえると十分低いと考えられると示されました。また、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスも概ね整備・復旧が進んでおります。こうしたことから町としましては、特定復興再生拠点区域の避難指示解除要件の2つが概ね達成されたものと考えております。つきましては、本日の住民説明会では、住民生活課長より、町民の皆さんに町の復旧・復興状況をご説明させていただき、その後皆様から、特定復興再生拠点区域の避難指示解除についてご質問やご意見を伺い、意見交換してまいりたいと思います。どうぞ、宜しくお願い致します。

6 国からのあいさつ（原子力災害現地対策本部 辻本副本部長）

現地対策本部の辻本でございます。本日はこのような機会を頂きまして誠に有難うございます。まず冒頭、11年を経過してもなお避難指示が継続し、避難生活を余儀なくされていること、双葉町の住民の皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしていること、改めて深くお詫び申し上げます。先ほどの町長からもお話しございましたけれども、繰り返しになりますけれども、双葉町の中で特定復興再生拠点の避難指示解除が眼前に迫ってまいりました。すでに準備宿泊等が始まっている所ではございますけれども、11年ぶりのご帰還をお考えされる際にいろんなご質問・ご不安・ご懸念があるかと思えます。本日は復興庁、環境省、内閣府、加えて福島県の担当の人間も参集しております。皆様方からのご意見をいただきながら、特定復興拠点の避難指示解除に向けた動きを加速できるような、そういう風な時間になればと思っております。本日はよろしくお願い致します。

7 説明（双葉町 中野住民生活課長／内閣府原子力被災者生活支援チーム 高砂参事官） ○双葉町の復興・再生に向けた取組について（特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて）

8 質疑応答

■質疑なし

（伊澤町長）

皆さん、大変お疲れさまでございます。私の方からは、原子力損害賠償の裁判の件でちょっと新たな展開が出てきましたので、ご報告と皆さんにご説明をさせていただきたいと思えます。双葉町の住民も原告団に入っている東京電力に関する損害賠償の裁判の件であります。本年3月5日と3月7日に、最高裁第二小法廷、第三小法廷で東京電力の上告を不受理ということで確定しております。不受理というのはどういうことかと言いますと、簡単に分かり易く言いますと、高等裁判所で出た判決が支持されたということであり、その中身につきましては主に賠償に関しましては、ふるさと喪失損害、さらには精神賠償、特に今回の判決では、ふるさと喪失損害に関して、所謂、原子力損害賠償紛争審査会、原賠審で示されている額よりも多い額の判決が確定したということです。これは帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域がありますが、そのどちらにも入っている方にも今回認めたといいふような判決でございます。中身につきましては、当然裁判でありますから、裁判をした原告の方に当然その差額と言いますか、上乘せになった部分を払われる、支払われるのは当然でありますけれども、本来、この原子力災害に関しましては、原告であった人達だけではなくて、被災をされている、所謂、双葉町も含めた全般的な避難をされた住民の方に水平展開をしてほしいと、そういったことで、3月25日に双葉町と議会と連名で東京電力の復興本社の高原代表を呼びまして、双葉町民にも等しく、原告団と等しく水平

展開をしてその賠償額を支払うようにということで申し入れをしました。内堀県知事を代表とする福島県の協議会も、それに追随して、国、さらには東京電力にそういう申し入れをしているということ。さらには、先週であります双葉・大熊・富岡・楡葉の原子力発電所の所在4町、所謂、原子力所在町協議会、この4町でも東京電力の本社に行きまして、小早川代表、さらには経済産業大臣の萩生田大臣にその申し入れをしております。今月の25日には、双葉町村会でもそのような行動をしているということでございます。更には今後展開としましては、原子力損害賠償紛争審査会、所謂、原賠審の中間指針の見直し、中間指針とはすぐわないと判断をされたわけですから、中間指針の見直しを強く要望をしていきたいと。そういったことで、被災をされている住民の皆さんにはそういうふうなことで水平展開が出来るようになれば、かなり今までの賠償とはちょっと違った上乘せ分ということで皆さんにお支払われるように町として取り組んでいくと、そういうふうな考えでおりますので、町民の皆さんにはご承知おきいただきたいと思っております。

9 閉会